

市民の
みなさまへ

ベランダから始める
緑のまちづくり

グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

福岡市では、まちの景色の一部となる
民有地の緑化を行う方に費用の一部を補助しています。

ベランダにおける工事を伴う緑化や、
手軽に設置が可能なプランター緑化も補助対象です。
あなたのベランダから緑のまちづくりに参加しませんか？

補助金額

対象経費の $\frac{1}{2}$

上限 20万円

補助対象

福岡市全市域の共同住宅、
その他これらに類するものの
ベランダへの緑化

対象となる工事期間

申請する会計年度内に緑化整備の
完了が可能なもの

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課





ベランダから始める 緑のまちづくり

グリーンビル促進事業 補助制度

主要要件



対象場所

福岡市内全域



対象建築物

共同住宅、
その他これらに類するもの。



対象緑化

ベランダ緑化（ベランダに類するもの含む）

緑化イメージ

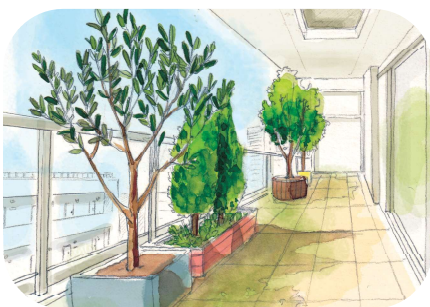
工事等を伴う緑化

安定した基盤により、樹木が大きく成長し、暮らしの癒しや快適性を向上させます。



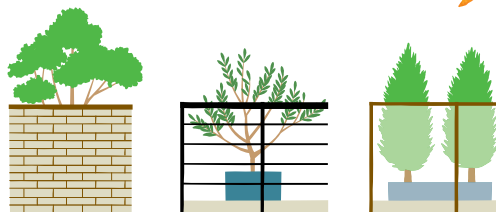
プランター緑化

手軽にみどりを増やすことができ、暮らしの癒しや快適性を向上させます。



対象条件

- 1 緑化の一部が公道および公開性のある場所から視認できること。



- 2 プランターによる緑化は50リットル以上で、耐久性があり、樹木の生育に支障がないものとする。
（プランターのみによる緑化も補助の対象とする）



- 3 緑化基盤を最低1㎡以上設置すること。

補助の対象となる緑化内容

- 1 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- 2 プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- 3 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- 4 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。

※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。

- (1) 一年草や菜園等による緑化
- (2) 既存樹木の植替えによる緑化

補助対象経費

- 1 緑化に係る基盤整備及び
灌水施設の工事費
- 2 緑化に係る基盤整備及び灌水施設
に要する材料、土壌並びに樹木等の
購入費
- 3 樹木等の植栽費
- 4 前各に掲げる緑化施設の
整備に付随する諸経費

（①-③の合計の30%以内を
上限として、含むことができる）

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。
また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。
詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。



問い合わせ先



福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
T E L 092-707-1295
F A X 092-733-5590
E-mail midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

グリーンビル促進事業

